

【平成 29 年度登録における補足説明】

さいたま市テニス協会 事務局

下記、補足説明をお読みの上、サンプル（例）を参考にご記入下さい。

1. 登録区分の記載について

さいたま市テニス協会は「S」と「E」「T」登録を基に全ての大会を管理、運営をしますので、記載の無い方は大会に参加出来ませんのでご注意ください。

「S登録」E登録、T登録以外の全ての会員にして頂く登録

- ・基本全ての大会に参加できます。（参加資格がある大会は要項参照）
- ・他郡市協会の県大会予選会や県大会予選会につながる大会には出場できません。
- ・YOU&I（エンジョイクラス）には出場できません。

「E登録」（エンジョイ登録）

- ・テニス教室受講者、卒業者、競技志向でないテニス愛好者にして頂く登録。
- ・参加できる大会は春秋のシングルス・ダブルスのEクラス、ミックスのEクラス、テニスの日大会
- ・一味違うエンジョイ行事を企画します。

「T登録」さいたま市以外の郡市協会で県大会推薦獲得を目指す選手（会員）にして頂く登録

- ・さいたま市民大会、春季、秋季のA、B、CクラスとYOU&I（エンジョイクラス）には、出場できません。
- ・B、CクラスとYOU&Iは、参加者の試合経験レベルを一定の範囲にする事と、上のクラスを目指して頑張っている選手に配慮しています。

2. 県協会登録区分記載。（詳細は県テニス協会 HP 登録番号について参照。）

埼玉県テニス協会からの登録方針により下記区分の記載をお願いします。

埼玉県在住（H） 埼玉県在勤・在学（X） 埼玉県在クラブのみ（N）

審判・指導有資格者は（A・C・B・U・T・W・L・S・K）

登録ステータスが期間途中での転勤、引越等で区分が変わった場合は県へ個別変更申請を行います。

3. クラブ（サークル）移籍、姓変更等の記載について

登録時の移籍や結婚等の変更は登録用紙備考欄に旧クラブ名、旧姓を記載して下さい。

尚、移籍は前クラブ（サークル）からの抹消を確認してからとします。

登録後の変更（会員抹消、氏名訂正、姓変更等）は事務局、各大会本部まで連絡して下さい。

4. 代表者、連絡者の市在住、在勤、在学について

テニス協会会則、第6条1項の「会員は原則市内に在住又は所属する団体会員で組織する」を重視しています。

5. 協会からの連絡方法の選択

要項等のEメールを選択された団体には書類発送の代わりにHP更新のメール連絡をしますので、必ずメールアドレス（携帯のアドレスでも可）を記載して下さい。また、メール連絡も必要ない団体は不要を選択して下さい。

6. ジュニア（18歳以下、H29.12.31に満18歳に達していない方）について

- (1) 関東協会 Jr 登録は県協会専用登録用紙に必要事項を記入し、市協会事務局で承認印を受けた県協会提出名簿（コピー）を H29年2月28日までに市協会へ提出して下さい。（県協会へも別途提出が必要です。）
県、関東協会関連の大会案内等の各種連絡は県協会等から直接各クラブに届きます。
- (2) 市協会 Jr 登録は学校（小、中、高）テニス部と関東協会登録をしていない Jr クラブ（サークル）選手にして頂くもので、一般登録用紙のジュニアに○をつけ、区分して提出して下さい。尚、一般クラブ名簿内の Jr 会員は備考欄に Jr と記載下さい。市協会諸大会・県協会テニスの日とジュニア初心者大会には参加出来ますが、他の県協会 Jr 大会は参加できません。

7. 登録費振込には必ず団体名を付記して下さい。

個人名だけですと団体名照合が出来ない場合もあります。厳守の程宜しくお願い致します。

以上